

## 幼児教育・保育の無償化の手続きについて

### 1 幼児教育・保育の無償化について

#### (1) 幼稚園（教育部分）

月額25,700円を上限に満3歳から小学校就学までの子どもの利用料が無料になります。

#### (2) 預かり保育利用

対象者	上限額
保育の必要性（※1）がある 3～5歳児（年少・年中・年長）※2	月額11,300円まで
保育の必要性（※1）がある 満3歳で、非課税世帯	月額16,300円まで

※1 「保育の必要性」の認定要件は、次のいずれかです。

- 月64時間以上就労している
- 災害等の復旧に当たっている
- 自営業をしている（月64時間以上）
- 求職活動をしている
- 妊娠中または出産後間がない
- 就学している（月64時間以上、通信教育不可）
- 疾病がある（保育できる状況ではない疾病）
- 障がいがある（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）
- 同居親族を常時介護または看護している

※2 3～5歳児（年少・年中・年長）とは、3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した日から小学校就学まで

※3 食材費等は利用料に含まれないため、無償化の対象外となります。

### 2 認定の申請手続き

無償化の対象となるためには、お住まいの市町村で認定が必要です。

#### (1) 幼稚園（教育部分）

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第1号）」を、園に提出してください。

#### (2) 預かり保育利用

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第2・3号）」と「保育を必要とすることがわかる証明書（事由によって異なりますので、詳しくは申請書の裏面を参照するか、お住まいの市町村までお問い合わせください。）」を、園に提出してください。

※「保育を必要とすることがわかる証明書」については、父・母それぞれ必要です。一人親世帯については、母（父）子の戸籍謄本が必要となります。ただし、児童扶養手当等の手続きで、既に市に提出している場合は不要です。

### 3 支給方法

#### (1) 幼稚園（教育部分）

利用料が上限額を超えた際に、園から請求があります。

#### (2) 預かり保育利用

春日市の場合、利用料を幼稚園にお支払いいただき、月ごとに幼稚園から提出される資料を

基に、給付額を算定し、春日市こども未来課から保護者の口座へ振り込みます。利用月の翌月に支給します。ただし、利用料の支払い時期や施設からの情報提供の時期等によっては、支給の時期が遅れることがあります。支給方法は、市町村により異なりますので、お住まいの市町村までお問い合わせください。

#### 4 留意事項

- (1) 申請書提出後、内容に変更が生じた場合は、速やかにお住まいの市町村へ届け出てください。
- (2) 施設によって、認可外保育施設等の利用料も対象となります。対象の園については、お住まいの市町村までお問い合わせください。

#### 5 問い合わせ先

(春日市在住の方)

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

春日市こども未来課保育担当 TEL：092-584-1111 (代表)

春日市外在住の方は、お住まいの市町村へお問い合わせください。